

様式第17 (第8条関係)

① ~~製造所~~  
危険物貯蔵所廃止届出書  
~~取扱所~~

柏市消防局長 殿		年 月 日
届出者 ② 住所 千葉県柏市柏〇番地〇 (電話〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)		
氏名 〇〇株式会社 代表取締役 消防太郎		
③ 設置者	住所	千葉県柏市柏〇番地〇 (電話〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)
	氏名	〇〇株式会社 代表取締役 消防太郎
設置場所		④ 千葉県柏市柏〇丁目〇〇
設置の許可年月日及び許可番号		⑤ 平成〇〇年〇〇月〇〇日 第〇〇〇〇号
設置の完成検査年月日及び検査番号		⑥ 平成〇〇年〇〇月〇〇日 第〇〇〇〇号
製造所等の別		⑦ 貯蔵所 <span style="margin-left: 20px;">貯蔵所又は取扱所の区分</span> ⑧ 地下タンク貯蔵所
危険物の類、品名(指定数量)、最大数量		⑨ 第4類 第3石油類 A重油(2,000L) 10,000L <span style="margin-left: 20px;">指定数量の倍数</span> ⑩ 5倍
廃止年月日		⑪ 令和〇〇年〇〇月〇〇日
廃止の理由		⑫ ボイラーをガスに切り替えるため
残存危険物の処理		⑬ タンク及び配管の残油は抜き取り、産廃処理。タンクは洗浄後、掘り上げ撤去をする。
※ 受付欄		※ 経過欄

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 品名(指定数量)の記載については、当該危険物の指定数量が品名の記載のみでは明確でない場合に( )内に該当する指定数量を記載すること。
- 4 ※印欄は、記入しないこと。

- ① 届出書名称の製造所・貯蔵所・取扱所は、該当する施設以外を2重取消線で抹消するか、該当する施設を○で囲むように記入してください。
- ② 届出者の住所及び氏名は、届出に係る製造所等の設置者の住所及び氏名又は、柏市消防法施行細則第15条による設置者等変更届出書にて届出されている運営者の住所及び氏名としてください。
- ③ 許可申請書又は最新の設置者等変更届出書に記載されている設置者と同一にしてください。ただし、届出時において過去の申請・届出のときと設置者が変更になっている場合は、柏市消防法施行細則第15条による設置者等変更届出書を併せて提出してください。
- ④ 許可申請書に記載されている設置場所を記入してください。ただし、届出時において過去の申請時と設置場所が土地区画整理事業等により変更になっている場合は、柏市消防法施行細則第15条による設置者等変更届出書を併せて提出してください。
- ⑤ 許可申請書に記載されている設置許可年月日及び設置許可番号を記入してください。
- ⑥ 設置許可申請時の完成検査済証に記載された完成検査年月日及び検査番号を記入してください。
- ⑦ 製造所等の別は、製造所は「製造所」、○○貯蔵所は「貯蔵所」、○○取扱所は「取扱所」と記入してください。
- ⑧ 貯蔵所又は取扱所の区分は、危政令第2条又は危政令第3条に規定する区分により、「屋内貯蔵所」、「給油取扱所」等と記入してください。
- ⑨ 品名（指定数量）の記載は、届け出る危険物の指定数量が品名の記載のみでは明確でない場合に（）内に該当する指定数量を記入してください。
- ⑩ ⑨の指定数量により倍数を算出し、記入してください。
- ⑪ 廃止年月日は、危険物を貯蔵、取扱いを廃止する日を記入してください。  
※廃止年月日の日付にあつては届出日以前、以降は問いませんが、原則として廃止に伴う工事等を行うまでの日で記入をしてください。
- ⑫ 廃止した理由を簡潔に記入してください。  
例) 「廃業のため」「ガス燃料機器への更新」「全面改装による一時的な廃止」等
- ⑬ 残存危険物の処理及び廃止するために講じる措置を記入してください。特に製造所等の廃止に伴い地下貯蔵タンクの撤去を行う場合は、**※工事計画書**を添付してください。  
そのほか添付書類にあつては消防法施行細則第8条により、交付を受けた完成検査済証及びその写しを提出してください。（可能な限り、最新の完成検査済証）  
また、地下貯蔵タンク撤去を行う場合は、タンク検査済証の正本及び副本も努めて提出してください。  
上記の済証が提出できない場合は、提出できない理由とともにその旨を記載したものを⑬の内容に追記して記入してください。

例)

反応槽を持つ製造所等を廃止する場合	反応槽及び配管は、危険物を抜き取り後、洗浄し、窒素置換した後全て撤去する。
地下タンク貯蔵所を廃止する場合	タンク内は中和洗浄後に水を充填し、地上配管、注入口、通気管は撤去し、埋設配管は止め具を設ける。
	別紙工事計画書によりタンクを撤去する。
完成検査済証等を紛失した場合の追記	なお、完成検査済証は紛失のため未提出。見つかり次第提出します。

※工事計画にあつては平成3年7月11日消防危第78号「地下貯蔵タンクの用途廃止に係る安全管理指針」に則った施工としてください。

## 補足事項

- ① 手続きの時期：廃止してから遅滞なく  
(補足) 廃止に伴う工事を着工する1週間前までには届出
- ② 手続き可能な方：設置者又は運営者
- ③ 代理人による手続き：可能(設置者等から代理人への委任状が必要)
- ④ 手続き方法：直接受付窓口へ
- ⑤ 必要部数：2部
- ⑥ 必要書類
  1. 危険物製造所等廃止届出書
  2. 完成検査済証及びその写し
  3. 必要に応じて危険物の処理及び施設の撤去に係る工事計画書
- ⑦ 手続き後にお渡しするもの：届出書の副本
- ⑧ 注意事項
  1. 廃止工事に伴い、指定数量以上の危険物の抜き取り作業等を行う場合は、別に申請が必要になります。
  2. 廃止届出書の手続きは消防機関の廃止処理確認をもって終了となります。
  3. 地下貯蔵タンクを有する廃止工事は、平成3年7月11日消防危第78号 (PDF: 106KB) による安全管理指針に留意し、行ってください。
  4. 廃止年月日後に、指定数量以上の危険物の貯蔵又は取扱いが確認された場合、無許可施設として罰せられる場合があります。
  5. 廃止後、設置されていたタンクを新たな場所に設ける場合は、原則、完成検査前検査を要します。検査を要しない場合もあるので、設置前には火災予防課へ御相談ください。